

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第5号

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年四日市市規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(受給資格証の有効期間等) 第6条 (略) 2 受給資格証の有効期間の終期は、毎年8月31日とする。ただし、子ども及び対象者が条例第2条第1項及び第3条各号に規定する要件を満たさなくなったときは、満たさなくなった日の前日とする。	(受給資格証の有効期間等) 第6条 (略) 2 受給資格証の有効期間の終期は、毎年8月31日(療養の給付を受ける子どもが6歳に達する場合は、当該子どもが6歳に達する日以後の最初の3月31日。)とする。ただし、子ども及び対象者が条例第2条第1項及び第3条各号に規定する要件を満たさなくなったときは、満たさなくなった日の前日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)